

## 平成 25 年度受動喫煙に関する施設調査結果（仮集計）

（注意）数値に関しては、現段階での集計結果（仮集計）であり、今後、変動の可能性がある。

## 施設調査票

調査にお答えいただく前に、貴施設（平成 25 年 6 月 1 日現在）についてうかがいます。  
次の設問（F 1～F 3）はいただきました回答を統計的に分析・集計するために使用するものです。  
貴施設を特定し、指導や注意を行うことは一切ありません。必ずご記入ください。

F 1 貴施設の種別を で囲んでください。（N=2,534）

1	学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	4.1
2	病院、診療所または助産所	4.2
3	薬局	3.9
4	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	4.1
5	劇場、映画館、演芸場	3.7
6	観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	1.1
7	集会場または公会堂	3.9
8	展示場	0.1
9	体育館、ボウリング場などの運動施設	4.3
10	公衆浴場（銭湯、サウナなど）	4.1
11	百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	5.1
12	銀行、保険会社などの金融機関	3.5
13	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	4.5
14	老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	3.9
15	官公庁施設（1～14に該当するものを除く）	4.1
16	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	15.1
17	キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	5.4
18	ホテル、旅館などの宿泊施設	9.7
19	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	4.9
20	マージャン店、パチンコ店及び類似施設	5.4
21	1～20に該当しないサービス施設	5.0

F 2 貴施設の形態を で囲んでください。（N=2,534）

1 独立した建物 66.1    2 ビル、地下街の一部を使用 31.3    無回答 2.6

F 3 貴施設の規模（建物または管理している範囲の床面積）を で囲んでください。（N=2,534）

1 50 m<sup>2</sup>以下 18.6    2 51 m<sup>2</sup>～100 m<sup>2</sup> 19.4    3 101 m<sup>2</sup>～300 m<sup>2</sup> 16.1  
4 301 m<sup>2</sup>～700 m<sup>2</sup> 9.7    5 701 m<sup>2</sup>～1,000 m<sup>2</sup> 4.5    6 1,001 m<sup>2</sup>以上 23.6  
無回答 8.1

問1 あなた（「施設の管理者または責任者」をいう。以下同様。）は「受動喫煙」という言葉をご存じですか。次の中から1つ選んでください。（ は1つ）（N=2,534）

- |                        |      |            |     |
|------------------------|------|------------|-----|
| 1 言葉も意味も知っている          | 88.0 | 2 言葉は知っている | 7.5 |
| 3 知らなかった（今回の調査で初めて知った） | 4.0  | 無回答        | 0.5 |

問2 「受動喫煙」とは、室内などで、自分の意思とは関係なく、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。次の中から1つ選んでください。（ は1つ）（N=2,534）

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| 1 健康への影響がある              | 90.5 |
| 2 健康への影響はない【問4にお進みください。】 | 1.1  |
| 3 わからない【問4にお進みください。】     | 7.1  |
| 無回答                      | 1.2  |

《問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。》

問3 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。（1つの項目に は1つ）（N=2,293）

	そう思う	そう思わない	わからない	無回答
ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める	93.5	1.2	4.0	1.3
イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める	85.7	0.9	10.2	3.2
ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める	58.1	2.9	35.2	3.7
エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	75.6	2.0	19.2	3.3

《問4は、すべての施設がお答えください。》

問4 あなたは「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（以下「受動喫煙防止条例」といいます）についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。（ は1つ）（N=2,534）

- |                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| 1 内容を知っている                          | 31.2 |
| 2 内容を少し知っている                        | 34.0 |
| 3 条例があることは知っている【問6にお進みください。】        | 19.9 |
| 4 知らなかった（今回の調査で初めて知った）【問6にお進みください。】 | 10.7 |
| 無回答                                 | 4.3  |

《問5は、問4で「1 内容を知っている」「2 内容を少し知っている」を選んだ方がお答えください。》

問5 次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。（ はいいくつでも）（N=1,651）

- |  |      |
|--|------|
| 1 不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである   | 83.9 |
| 2 学校や病院、官公庁施設は禁煙にしなければならない                       | 74.9 |
| 3 飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙にしなければならない                 | 83.3 |
| 4 小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務( )である | 54.3 |
| 5 全ての施設で、条例の基準を満たした喫煙所の設置が可能である                  | 28.6 |
| 6 施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない                     | 51.7 |
| 7 保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席(区域)に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない  | 36.2 |
| 8 条例で定められている義務を果たさない施設には罰則(過料)が科される場合がある         | 43.1 |
| 無回答  | 1.3  |

( )これらの施設は、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

《問6～問7は、すべての施設がお答えください。》

問6 あなたは受動喫煙防止条例を何で知りましたか。また、問4で「4 知らなかった（今回の調査で初めて知った）」を選んだ方は、どのような方法でお知らせするのが良いと思いますか。

次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（はいくつでも）(N=2,534)

1 県のたより	31.8	2 市町村の広報紙	26.2
3 新聞報道	42.0	4 テレビ・ラジオ番組	37.6
5 タウン紙	7.1	6 雑誌	4.0
7 イベント・街頭キャンペーン	7.0	8 条例の説明会	5.4
9 県の職員の訪問	4.2	10 県のチラシ・リーフレット	14.8
11 ポスター	15.3	12 ホームページ	8.4
13 家族・友人からの情報	6.4	14 加入している団体からの情報	17.8
15 禁煙や分煙の表示	19.3	16 その他（具体的に： ）	3.9
無回答	5.6		

問7 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内について、受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。（は1つ）(N=2,534)

\* 貴施設がビルや地下街の一部を使用している場合には、管理している範囲についてお答えください。  
\* 従業員のみが利用する事務室や特定の利用客しか利用しない屋内（宿泊施設の客室など）を除きます。

1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる	76.4
2 受動喫煙防止対策に取り組んでいない（屋内の全ての場所で喫煙できる）	18.2
無回答	5.5

【問11にお進みください。】

《問8～問10は、問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ方がお答えください。》

問8 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。

次の中からあてはまるものを全て選んでください。（はいくつでも）(N=1,935)

1 利用客の健康を守るため	65.1	2 利用客により良いサービスを提供するため	50.0
3 利用客からの要望があったため	13.7	4 従業員の健康を守るため	35.7
5 従業員からの要望があったため	6.8	6 受動喫煙防止は世界的な動きであるため	23.3
7 条例などにより規制されているため	38.4	8 会社・本部などの方針であるため	26.2
9 テナントとして入っている施設等の方針であるため		11 特に理由は無い	2.7
10 その他（具体的に： ）	8.1	無回答	1.1

問9 現在の貴施設の受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

（は1つ）(N=1,935)

1 不特定多数の利用客が利用する屋内部分の全てを「禁煙の場所」にしている	63.3
2 仕切りなどで区切った「喫煙所（＝たばこを吸うためだけの場所）」を設け、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止している	10.7
3 「喫煙席（区域）（＝たばこを吸いながら施設のサービスを受けることができる場所）」と「禁煙の場所」を仕切りなどで区切り、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止している	3.8
4 「喫煙所」や「喫煙席（区域）」を設けているが、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止していない	6.6
5 昼食時など一定の時間帯には、「禁煙の場所」を設けている	1.0
6 その他の対策（具体的に： ）	7.5
無回答	7.2

問10 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じていますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。

(1つの項目に 1つ) (N=1,935)

	増えた	減った	変わらない	わからない	無回答	
ア たばこを吸わない利用客の来店	9.0	2.5	49.1	33.2	6.1	
イ たばこを吸う利用客の来店	0.7	15.0	45.4	32.5	6.4	
	良い	どちらかというが良い	どちらかという良くない	良くない	わからない	無回答
ウ たばこを吸わない利用客の反応	28.2	22.1	3.2	0.9	39.2	6.4
エ たばこを吸う利用客の反応	7.1	14.3	16.8	7.4	47.2	7.1

《問11～問13は、すべての施設がお答えください。》

問11 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。(1つ) (N=2,534)

\* 現在の受動喫煙防止対策を今後も続ける場合は、その対策に当てはまる選択肢に をしてください。

- |   |      |
|---|------|
| 1 不特定多数の利用客が利用する屋内部分の全てを「禁煙の場所」にする  | 51.1 |
| 2 仕切りなどで区切った「喫煙所(=たばこを吸うためだけの場所)」を設け、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止する                         | 10.1 |
| 3 「喫煙席(区域)(=たばこを吸いながら施設のサービスを受けることができる場所)」と「禁煙の場所」を仕切りなどで区切り、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止する | 4.0  |
| 4 その他の対策(具体的に: )  | 4.1  |
| 5 どのような受動喫煙防止対策に取り組むかは検討中である  | 13.3 |
| 6 受動喫煙防止対策には取り組まない(屋内の全ての場所で喫煙可とする)   | 6.9  |
| 無回答   | 10.4 |

問12 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。

次の中からあてはまるものを全て選んでください。(はいいくつでも) (N=2,534)

- |                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| 1 利用客や売上げの減少                         | 22.6 |
| 2 利用客とのトラブルの増加                       | 12.8 |
| 3 喫煙所や分煙設備を設置する費用の問題                 | 23.0 |
| 4 喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや施設の構造の問題      | 30.6 |
| 5 受動喫煙防止条例などで義務付けられていない              | 4.5  |
| 6 喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や分煙設備が無駄になる可能性 | 1.9  |
| 7 テナントとして入っている施設の管理者との調整             | 2.5  |
| 8 会社・本部などとの調整                        | 2.5  |
| 9 施設の外での喫煙の増加                        | 15.3 |
| 10 その他(具体的に: )                       | 4.7  |
| 11 特に課題は無い                           | 36.5 |
| 無回答                                  | 7.3  |

問13 あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。  
次の中から3つまで選んでください。( は3つまで) (N=2,534)

1	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発	48.7
2	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発	61.2
3	たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート	26.6
4	未成年者への喫煙防止教育	40.7
5	受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設や団体との連携・協働	5.5
6	受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的な支援	19.2
7	受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への技術的な支援	5.3
8	受動喫煙防止に関する規制の強化【問14もお答えください。】	12.7
9	受動喫煙防止条例の着実な運用	13.3
10	受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取り組みの促進 【問15もお答えください。】	8.7
11	その他(具体的に )	3.2
	無回答	3.7

《問14は、問13で「8 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ方がお答えください。》

問14 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。(はいいくつでも)(N=322)

1	飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき	59.9			
2	小規模な飲食店などの特例第2種施設( )にも条例の規制を義務付けるべき	49.1			
3	禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき	47.5			
4	罰則を厳しくすべき	44.1	5	職場も対象にすべき	28.0
6	屋外も対象にすべき	36.3			
7	その他(具体的に: )	8.1	無回答	1.2	

【問16に  
お進みく  
ださい。】

( )特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

《問15は、問13で「10 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取り組みの促進」を選んだ方がお答えください。》

問15 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。(はいいくつでも)(N=221)

1	学校や病院、官公庁施設などの第1種施設も分煙を選択できるようにすべき	28.1		
2	飲食店・ホテル、娯楽施設などの第2種施設も条例の規制を努力義務とすべき	45.2		
3	小規模な飲食店などの特例第2種施設( )は条例の規制の対象から外すべき	45.2		
4	条例が定めた禁煙や分煙などの表示以外にも、 施設のイメージにあった独自の表示を認めるべき	23.1		
5	禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき	36.2		
6	罰則を弱める、または無くすべき	21.7		
7	受動喫煙防止条例を無くすべき	19.5		
8	その他(具体的に: )	3.6	無回答	6.3

( )特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。